

業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新
基本検討業務

配布資料一覧表

- 01_簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
- 02_説明書
- 03_国立大学法人東京科学大学競争加入者心得
- 04_参加表明書（様式1-8）
- 05_技術提案書（様式1-4）
- 06_参加表明書作成要領
- 07_技術提案書作成要領

- 08_業務委託契約書（案）
- 09_業務委託契約基準
- 10_業務委託特記仕様書
- 11_誓約書
- 12_質問書の提出について
- 13_留意事項
- 14_電子入札用委任状（ひながた）
- 15_紙見積方式参加承諾願・紙見積用委任状・見積書（ひながた）

10「業務委託特記仕様書」の交付方法は、別紙「特記仕様書の交付方法について」を参照してください。

* 誓約書について、令和6年10月以降に東京科学大学宛に既にご提出いただいている場合は、記載事項に変更がない限り、再度ご提出いただく必要はありません。

（担当）国立大学法人東京科学大学
施設部湯島計画課湯島総務グループ
TEL：03-5803-5053
FAX：03-5803-0355
メール：shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp

別紙

特記仕様書の交付方法について

請求方法は、以下のとおりとする。
なお、特記仕様書は無料で交付する。

1. 東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp まで電子メールを送信すること。
2. 電子メールの件名は、「【特記仕様書交付希望】（湯島）（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務」とすること。
3. メール本文に、「会社名、連絡先電話番号、担当者の氏名」を明記すること。
4. 担当者の名刺をスキャンしたPDFを添付すること。

交付期間は、令和8年5月15日（金）から令和8年5月25日（月）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

令和8年5月15日
国立大学法人東京科学大学

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建設のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年5月15日

国立大学法人 東京科学大学
理事長 大竹 尚登（公印省略）

1 業務概要

- (1) 業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、湯島地区の特別高圧受変電設備等（66kV・2回線受電、主変圧器 9MVA・2台、C-GIS等）の更新において、今後予定している実施設計に資する与条件の整理を委託するものである。
- (3) 履行期限 令和9年1月29日（金）
- (4) その他 本業務は、参加表明書及び技術提案書（関連資料を含む。以下「資料」という。）の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、承諾を得て、電子入札システムによらない手続き（郵送等）に代えることができる。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。
 - ① 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
 - ② 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」又は「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者であること。
 - ③ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省又は国立大学法人東京科学大学から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 経営状況が健全であること。下記の事項に該当する者は、提出要請者として選定しない。
 - ・手形交換所による取引停止処分
 - ・主要取引先からの取引停止
 - ・経営状態が著しく不健全
 - ⑤ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。（詳細は説明書参照）
 - ⑦ 下記に示す資格を有する管理技術者及び主任技術者を当該業務に配置できること。なお、設備設計一級建築士は、参加表明書提出時点において、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
また、管理技術者は自社の事務所又は自社が設計共同体の構成員である設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
 - ・管理技術者
建築設備士、設備設計一級建築士または電気主任技術者のいずれか

- ・主任技術者（電気設備担当）
電気設備担当として 20kVA 以上の特別高圧変電設備の新設または更新の計画業務等に携わった実績がある者
ただし、管理技術者と主任技術者は兼務できるものとする。
- ⑧ 下記 URL に示す誓約書を提出している者であること。また、誓約書を提出していない者は、参加表明書及び資料の提出期限までに提出できる者であること。

記

(URL https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9_/)

- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績
 - ③ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績
 - ③ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
 - ④ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、工程計画の妥当性
 - ⑤ 課題についての提案
 - ・本学が示す受変電設備等の機器配置・搬出入計画に関わる留意点
 - ・学内への支障を考慮した切替工程を計画するにあたっての検討方針

3 手続等

- (1) 担当部局
〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45
国立大学法人東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ
電話 03-5803-5053
メールアドレス shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp
- (2) 説明書の交付期間及び場所
令和 8 年 5 月 15 日（金）から令和 8 年 5 月 25 日（月）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日は除く。
9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
東京科学大学ホームページにて無料で交付する。
(URL https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9_/)
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
令和 8 年 5 月 25 日（月） 17 時 00 分 (1)に同じ。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限るものとし、締切必着のこと。）すること。
- (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法
令和 8 年 6 月 15 日（月） 12 時 00 分 (1)に同じ。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限るものとし、締切必着のこと。）すること。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ
- (8) 記2(1)②に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は説明書による。

説 明 書

東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

記

- 1 公 示 日 令和8年5月15日（金）
- 2 発 注 者 国立大学法人東京科学大学 理事長 大竹尚登
- 3 担 当 部 局
〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45
国立大学法人東京科学大学 施設部湯島計画課湯島総務グループ
電話 03-5803-5053
メールアドレス shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp
- 4 業 務 概 要
 - (1) 業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務
 - (2) 業務内容 本業務は、湯島地区の特別高圧受変電設備等（66kV・2回線受電、主変圧器9MVA・2台、C-GIS等）の更新において、今後予定している実施設計に資する与条件の整理を委託するものである。
 - (3) 履行期限 令和9年1月29日（金）
 - (4) 業務の詳細説明 別紙の「業務委託特記仕様書」のとおり
 - (5) その他 本業務は、参加表明書及び技術提案書（関連資料を含む。以下「資料」という。）の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、承諾を得て、電子入札システムによらない手続き（郵送等）に代えることができる。
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び別紙の「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設工事及び建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- (1) 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」又は「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省又は国立大学法人東京科学大学から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営状況が健全であること。下記の事項に該当する者は、提出要請者として選定しない。

- ・手形交換所による取引停止処分
- ・主要取引先からの取引停止
- ・経営状態が著しく不健全

- (5) 不正又は不誠実な行為がないこと。

不正又は不誠実な行為とは、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等において、契約の履行が不適切な状態が現に継続が発生している事例をいう。

なお、「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表に記載する法人である。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(ア) 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- 1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな

- どしているときにおける当該有資格業者。
- 2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- 3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- 4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ウ) 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (7) 下記に示す資格を有する管理技術者及び主任技術者を当該業務に配置できること。
 なお、設備設計一級建築士は、参加表明書提出時点において、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
 また、管理技術者は自社の事務所又は自社が設計共同体の構成員である設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ・管理技術者
 建築設備士、設備設計一級建築士または電気主任技術者のいずれか
 - ・主任技術者（電気設備担当）
 電気設備担当として20kVA以上の特別高圧変電設備の新設または更新の計画業務等に携わった実績がある者
- ただし、管理技術者と主任技術者は兼務できるものとする。
- (8) 下記URLに示す誓約書を提出している者であること。また、誓約書を提出していない者は、資料の提出期限までに提出できる者であること。

記

(URL https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9/)

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

評価項目	評価事項	配点	
1 担当予定技術者の能力	1 資格	15点	60点
	2 同種又は類似業務の実績	45点	
2 技術提案書の提出者の能力	1 同種又は類似業務の実績	20点	20点
3 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	1 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関するいずれかの認定の有無	3点	3点
合計		83点	

9 技術提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価事項	配点
1 担当予定技術者の能力	記8の技術提案書の提出を求める者を選定するため	
2 技術提案書の提出者の能力		

3 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	の評価事項及び配点に同じ (計83点)		
4 業務の実施方針	1 業務内容の理解度	30点	90点
	2 実施方針の妥当性	30点	
	3 工程計画の妥当性	30点	
5 課題についての提案	1 本学が示す受変電設備等の機器配置・搬出入計画に関わる留意点	50点	100点
	2 学内への支障を考慮した切替工程を計画するにあたっての検討方針	50点	
合 計		273点	

1 0 公示の写し 別紙のとおり

1 1 契約書作成の要否等 要
別紙の「業務委託契約書(案)」により契約書を作成する。

1 2 支払条件 受注者からの適正な請求に基づき1回で支払う。

1 3 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記17(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

① 提出期間 令和8年5月15日(金)から令和8年5月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(以下、「休日」という。)を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

② 提出場所 記3に同じ

③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限るものとし、締切必着のこと。)すること。

④ 提出部数 参加表明書及び関連資料のデータを記録した電子媒体 1部

1 4 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記7(2)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記17(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。な

お、提出要請者は原則、参加表明書の審査結果の上位3者とする。

- (3) (2)の選定の結果は、令和8年6月4日(木)までに通知する。
なお、技術提案書特定後に提出要請者を閲覧により公表する。

1.5 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限 令和8年6月15日(月)までの休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)により提出すること。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 令和8年6月26日(金)
 - ② 回答方法 質問回答書を送付する。

1.6 提出意向確認書の提出期限、方法等

- (1) 提出要請者は、提出意向確認書を提出すること。
- (2) 提出意向確認書の提出期限、場所及び方法等
- ① 提出期限 令和8年6月8日(月)17時00分まで。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限るものとし、締切必着のこと。)すること。

1.7 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記1.4(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
- ① 提出期限 令和8年6月15日(月)までの休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで(ただし、最終日の令和8年6月15日(月)は、12時00分まで)。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限るものとし、締切必着のこと。)すること。
 - ④ 提出部数 技術提案書及び関連資料のデータを記録した電子媒体 1部
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したもの

とみなす。

1 8 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記17(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として特定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、令和8年6月24日(水)までに通知するとともに、技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。

1 9 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和8年7月6日(月)までの休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)により提出すること。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 令和8年7月17日(金)
 - ② 回答方法 質問回答書を送付する。

2 0 説明書等に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書等に対する質問がある場合は、次により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限
参加表明書に関する質問：令和8年5月19日(火)12時00分
(休日は受付けない。)
説明書及び技術提案書に関する質問：令和8年6月8日(月)12時00分
(休日は受付けない。)
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 別紙質問書様式によりshisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jpへ電子メールの添付ファイルで送信すること。送信後、電話で記3へ送信した旨、必ず連絡すること。
- (3) (2)の質問に対する回答書は、次により送付する
参加表明書に関する質問：令和8年5月21日(木)までに、電子メールにて送付する。

技術提案書等に関する質問：令和8年6月11日（木）までに、電子メールにて送付する。

2.1 見積書の提出期限

- (1) 記18(3)の通知により見積書の提出を求められた者は、見積書を提出することができる。
- (2) 見積書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 令和8年6月26日（金）11時00分（休日は受付けない。）
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限るものとし、締切必着のこと。）すること。
- (3) 見積書提出に関する詳細は記18(3)の通知により改めて通知する。

2.2 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は別紙の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ

- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、参加表明者及び技術提案者と協議の上、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、業務委託特記仕様書に明記することとする。
- (14) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
- (15) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。

別表

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

○国立大学法人東京科学大学競争加入者心得

令和6年10月1日
会計事務総括責任者決定

(趣旨)

第1 国立大学法人東京科学大学(以下「大学」という。)で発注する工事、製造若しくは役務の請負契約又は物品の供給契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人東京科学大会計規則(令和6年規則第64号)その他の諸規則及び国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則(令和6年細則第44号)に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、次項及び第3項に該当しない者であって、会計責任者が競争に付する都度別に定める資格を有するものでなければならない。

2 会計責任者は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときには、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人(契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

二 破産者で復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

3 会計責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき、過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積る

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 4 第 3 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は別表に掲げるとおりとする。

(入札保証金等の納付)

第 5 競争加入者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続をし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 による別表のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 による別表のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 6、第 7 及び第 8 に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 10 競争加入者は、第 5 から第 9 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第 11 競争加入者は、保険会社との間に大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を会計責任者に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第 12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、大学に帰属するものとする。

(入札)

第14 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、暴力団排除に関する誓約事項(別添)に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 競争加入者は、競争参加資格等審査委員会が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(入札辞退)

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前であっても、入札辞退書(別紙第1号様式)を会計責任者に直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成の上、提出することができる。

二 入札執行中であっても、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、会計責任者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別紙第2号様式）を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、会計責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退場させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退場させるものとする。

（入札書の提出）

第25 競争加入者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、会計責任者あての親展で提出しなければならない。

第27 第26の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第31 会計責任者は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第32 次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名の表記、入札金額の記載のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 六 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名の表記に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- 九 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- 十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第33 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第35 予定価格が1,000万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、会計責任者の行う調査に協力しなければならない。

第36 予定価格が1,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札をした者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、会計責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによらない入札をした者があるときは、紙くじを用いて落札者を決定することがある。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、電子契約システムを使用し、又は会計責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から14日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、会計責任者が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第42 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第40に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を会計責任者に提出しなければならない。

ただし、会計責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第43 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第44 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、金銭出納担当者に納付しなければならない。

第45 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、会計責任者に提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、保険会社との間に大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を会計責任者に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を会計責任者に提出しなければならない。

第49 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手はその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、金銭出納担当者が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、大学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この心得は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる心得は、廃止する。

- 一 国立大学法人東京工業大学競争加入者心得(平成 16 年 4 月 1 日学長裁定)
- 二 競争加入者心得 (平成 16 年 4 月 1 日制定)

別表

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
イ	政府保証債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
エ	日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	地方債	債権金額
カ	会計責任者が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
キ	銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
ケ	銀行又は会計責任者が確実と認め	債権証書記載の債権金額

	る金融機関に対する定期預金債権	
コ	銀行又は会計責任者が確実に認める金融機関の保証	保証金額

別紙第1号様式

入 札 辞 退 書

件 名

このたび、都合により入札を辞退いたします。

年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

住 所
会 社 名
職 名
氏 名

別紙第2号様式の1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

年 月 日

委 任 状

国立大学法人東京科学大学 御中

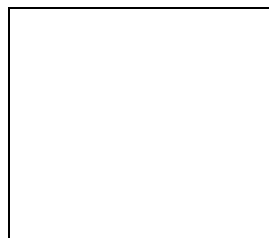
委任者（競争加入者）
〔住 所〕
〔名称又は商号〕
〔代表者の氏名〕

私は、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

年 月 日国立大学法人東京科学大学において行われる「
」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



別紙第2号様式の2（支店長等が競争加入者の代理人となる場合）

年 月 日

委 任 状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）

〔住 所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

私は、下記の者を代理人と定め、貴法人との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

〔住 所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

委任事項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約の履行及び取り下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



別紙第2号様式の3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

年 月 日

委 任 状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〔住 所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

私は、 を の復代理人と定め、下記の権限を委任
します。

記

年 月 日国立大学法人東京科学大学において行われる「
」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（復代理人）使用印鑑



別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人 東京科学大学
理事長 大竹 尚登 殿

(提出者)
【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

印

参加表明書

業務名 東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

上記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、下記の書類を添えて参加表明書を提出します。

なお、技術提案書の提出者に要求される資格等を満たしていること、並びに以下の1.から5.について誓約します。

1. 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
2. 経営状況が健全であること。手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止又は経営状態が著しく不健全のいずれかに該当する者は、提出要請者として選定しない。
3. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
4. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
5. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

1. 別紙「参加表明書作成要領」に定める様式1～8
2. 「1.」に記載の内容を証明する契約書等の写し

管理技術者の資格及び実績

1 資格

資格	取得年月日	登録番号
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	

2 同種・類似業務実績

業務名	施設名等	規模	契約期間
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
立場	役 割:・管理・主任・その他 担当分野: 具体的役割:	業務種類:	
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
立場	役 割:・管理・主任・その他 担当分野: 具体的役割:	業務種類:・実施設計	
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
立場	役 割:・管理・主任・その他 担当分野: 具体的役割:	業務種類:・実施設計	

(様式2)

【技術資料】

管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務名

主任技術者の資格及び実績

担当分野:電気設備

1 資格

資格	取得年月日	登録番号
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	
	S・H・R 年 月 日	

2 同種・類似業務実績

業務名	施設名等	規模	契約期間
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
立場	役割:・管理・主任・その他 担当分野: 具体的役割:	業務種類:	
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
立場	役割:・管理・主任・その他 担当分野: 具体的役割:	業務種類:	
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
立場	役割:・管理・主任・その他 担当分野: 具体的役割:	業務種類:	

(様式4)

【技術資料】

主任技術者の同種又は類似業務の実績

担当分野: 電気設備

業務名:

技術提案書の提出者(法人)の実績

1 同種・類似業務実績

業務名	施設名等	規模	契約期間
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
業務内容	業務種類:		
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
業務内容	業務種類:		
	種類:・同種・類似 施設名: 用途: 発注者: 所在地:		平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
業務内容	業務種類:		

(様式6)

【技術資料】

技術提案書の提出者(法人)の同種又は類似業務の実績

業務名

(様式7)

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況の実績

以下の認定等について、該当するものに○を付すこと。

種別	認定区分	認定の有無 (該当するものに○を付すこと。)
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）（ただし、労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること）	認定段階1	
	認定段階2	
	認定段階3	
	プラチナえるぼし認定	
又は		
・一般事業主行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））	行動計画策定済	
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	トライくるみん認定	
	くるみん認定	
	プラチナくるみん認定	
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）		
外国法人の場合であって、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けている		
上記のいずれも該当なし		

注1 認定が有の場合はそのことを証明する資料の写しを添付すること。

注2 上記認定が取消となった場合には速やかに本学に届け出ること。

(様式8)

不正又は不誠実な行為の有無

法人等名 _____

1. 契約の履行が不適切な状態が現に継続

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、契約の履行において不適切な状態が現に継続し、発生している事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。事例がない場合は、工事名欄に「無し」と記載すること。

契約の履行において不適切な状態が現に継続し、発生している事例

有 ・ 無

事例

業務名	(事例がない場合は、「無し」と記載)
発注機関名	
完成年月日	平成・令和 年 月 日
引渡年月日	平成・令和 年 月 日
具体的な内容	発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等を記載すること。

令和 年 月 日

国立大学法人 東京科学大学
理事長 大竹 尚登 殿

(提出者)
【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

印

技術提案書

業務名 東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

上記業務について、関係資料を添えて技術提案書を提出します。

技術者名等一覧

業務名 東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

1 管理技術者

- (1) 氏名：
(2) 生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日 (才)
(3) 所属：

2 主任技術者

- (1) 氏名：
(2) 生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日 (才)
(3) 所属：

※管理技術者と主任技術者は兼務できるものとする。

(様式2)

【技術資料】

業務の実施方針

業務名 東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

工程計画等

業務名 東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

1 業務実施体制
単体・共同体

2 共同体 ※単体の場合は、記入の必要はありません。

構成員名 : , , ,
 出資比率 : : :
 分担業務分野区分 : , ,

3 工程計画

業務分野	工程計画					延従事予定 技術者数 (人日)
	月	月	月	月	月	
						管理 主任 他 計
						管理 主任 他 計
						管理 主任 他 計
						管理 主任 他 計
						管理 主任 他 計
合 計						管理 主任 他 計

(様式4)

【技術資料】

課題についての提案

業務名 東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

※各課題につき1枚 計2枚

- 課題 1 : 本学が示す受変電設備等の機器配置・搬出入計画に関わる留意点
- 課題 2 : 学内への支障を考慮した切替工程を計画するにあたっての検討方針

参加表明書作成要領

1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて、全てA4縦とする。なお、様式2, 4, 6については、フォントサイズを10ポイント以上とすること。
（文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図及びスケッチに記載する文字フォントサイズについては指定しないものとする。ただし、印刷時に文字が視認できること。）
- (2) 技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (3) 技術資料に記載する同種業務とは、平成23年度以降に元請けとして完了した業務で、次に掲げる条件を満たしているものをいう。（共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - ・ 契約書の写し等の内容の判別できるものを添付すること。
 - ・ 同種業務
20kV以上の特別高圧変電設備の新設または更新の計画業務
- (4) 管理技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は自社の事務所又は自社が設計共同体の構成員である設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (5) 単体又は共同体の構成員として参加表明書を提出する競争加入者は、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」又は「その他のコンサルティング業務」の競争参加資格の認定を受けている「競争参加資格認定通知書」の写しを1枚添付すること。
- (6) 単体又は共同体の構成員として参加表明書を提出する競争加入者は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第八号書式その三又はその三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを1枚添付すること。
- (7) 管理技術者及び主任技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を資料として添付すること。また、管理技術者は自社の事務所又は自社が設計共同体の構成員である設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる、以下の書類のいずれかの写し（ただし、必要なマスキングをすること。）も添付すること。
 - ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
 - ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
 - ・ 所属会社の雇用証明書
 - ・ その他、上記に準ずる資料（いずれも写し可）

2 管理技術者の資格及び実績（様式1）

- (1) 管理技術者は、建築設備士、設備設計一級建築士または電気主任技術者のいずれかであること。
- (2) 「2 同種・類似業務実績」は、平成23年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して少なくとも1件は記入（3件以内）すること。なお、記載した業務については、契約書の写し等を添付すること。
- (3) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在地町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は、「類似」の別を記入すること。
- (4) 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、その他の別）を記入すること。
なお、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（電気設備など）及び具体的な役割を記入すること。

3 管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式2）

- (1) 管理技術者の資格及び実績（様式1）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図を1枚。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式2）には、別紙で平面図（用紙サイズはA4又はA3）1枚を添付すること。（参加表明者が判別できるもの等は消すこと。）

4 主任技術者の資格及び実績（様式3）

- (1) 「1 資格」欄は、当該業務を行うに当たり関連する資格を優先して記入すること。
- (2) 「2 同種・類似業務実績」は、平成23年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（3件以内）すること。なお、記載した業務については、契約書の写し等を添付すること。
- (3) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (4) 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、その他の別）を記入すること。
なお、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（電気設備など）及び具体的な役割を記入すること。

5 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式4）

- (1) 主任技術者の資格及び実績（様式3）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図を1枚。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式4）には、別紙で平面図（用紙サイズはA4又はA3）1枚を添付すること。

6 技術提案書の提出者（法人）の実績（様式5）

- (1) 「1 同種・類似業務実績」は、平成23年度以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して少なくとも1件は記入（3件以内）すること。なお、記載した業務については契約書の写し等を提出すること。
- (2) さらに、「1 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (3) 「業務内容」欄は、具体的な業務内容を記入すること。

7 技術提案書の提出者（法人）の同種又は類似業務の実績（様式6）

- (1) 技術提案書の提出者（法人）の実績（様式5）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 技術提案書の提出者（法人）の同種又は類似業務の実績（様式6）には、別紙で平面図（用紙サイズはA4又はA3）1枚を添付すること。

8 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況の実績（様式7）

- (1) 別紙様式7により作成すること。認定が取消となった場合には速やかに本学に届け出るこ

と。

9 不正又は不誠実な行為の有無（様式8）

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等において、契約の履行において不適切な状態が現に継続し、発生している事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

技術提案書作成要領

1 総則

- (1) 技術提案書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、全てA4縦とする。なお、様式2, 4については、フォントサイズを10ポイント以上とすること。（文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図及びスケッチに記載する文字フォントサイズについては指定しないものとする。ただし、印刷時に文字が視認できること。）
- (2) 技術資料には、技術提案者名その他社章など技術提案者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。（但し、様式1は除く。）

2 技術者名等一覧（様式1）

- (1) 技術者名等一覧（様式1）は、参加表明書に記載した管理技術者及び主任技術者について記入すること。
- (2) 「所属」欄は、当該管理技術者及び当該主任技術者が所属する会社名を記入すること。

3 業務の実施方針（様式2）

- (1) 業務の実施方針（様式2）は、業務の実施に当たっての方針あるいは内容についての提案、業務実施に当たっての取組体制、技術者チームの特徴、業務上の配慮事項（提案を求めている課題を除く）などを用紙2枚の範囲内で記述すること。
- (2) 業務の実施方針（様式2）には、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図及びスケッチを記載又は貼付することができる。
ただし、具体的な図面等を記載又は貼付することはできない。

4 工程計画等（様式3）

- (1) 工程計画等（様式3）について、「1 業務実施体制」は、業務の実施体制（単体、共同体の別）を記入すること。
- (2) 「2 共同体」は、共同体の構成員名及び出資比率又は分担業務分野区分を記入すること。
単体の場合は、記入の必要はありません。
- (3) 「3 工程計画」の「業務分野」欄は、主な業務分野（電気設備などの別）を記入すること。
- (4) 「3 工程計画」の「工程計画」欄は、業務分野ごとの主な作業内容の実施時期を実線で記入すること。
- (5) 「3 工程計画」の「延従事予定技術者数」欄は、管理技術者、主任技術者及びその他技術者ごとに延従事予定技術者数を記入すること。

5 課題についての提案（様式4）

- (1) 課題についての提案（様式4）は、次に掲げる課題についての基本的な考え方を各課題につき用紙1枚の範囲内（計2枚）で記述すること。なお、当該課題名称を必ず記入すること。
 - ① 本学が示す受変電設備等の機器配置・搬出入計画に関わる留意点
 - ② 学内への支障を考慮した切替工程を計画するにあたっての検討方針
- (2) 課題についての提案（様式4）には、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図及びスケッチを記載又は貼付することができる。
ただし、具体的な図面、模型写真及び透視図等を記載又は貼付することはできない。

業務委託契約書（案）

業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

業務委託料 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。なお、消費税法及び地方税法の改正により税率が変動した場合には、改正以降の税率により再度計算をするものとする。

委託者 国立大学法人東京科学大学 理事長 大竹 尚登 と 受託者との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 委託者が受託者に委託する本業務の内容は、業務委託特記仕様書のとおりとし、受託者は厳正な規律をもって誠実に実施するものとする。

第2条 業務は、 において実施する。

第3条 業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和9年1月29日までとする。

第4条 契約保証金は、 円【業務委託料の10分の1】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第5条 業務完了報告書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第6条 受託者は、前条の業務完了報告書に基づき、委託者の検査を受けるものとする。

第7条 業務委託料の請求書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第8条 業務委託料として、請求書を受領した翌月末日までに支払うものとする。

第9条 業務委託料は、受託者からの適法な請求に基づき1回で支払うものとする。

第10条 本契約について必要な細目は、国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準によるほか、検査の円滑な実施を図るため、受託者は委託者の行う検査に協力するものとする。

第11条 本契約に関する訴えの管轄は、委託者所在地の管轄裁判所とする。

第12条 この契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、双方が協議して定めるものとする。

以上、本契約の成立の証として、本書2通を作成し、委託者と受託者は記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者
東京都目黒区大岡山二丁目12番1号
国立大学法人東京科学大学
理事長 大竹 尚登

受託者

別記第4号

業務委託契約基準

(趣旨)

第1 この基準は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）における業務委託に関する契約の一般的約定事項に関し必要な事項を定めるものである。

(総則)

第2 委託者及び受託者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書等（図面を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書等を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務提供を契約書記載の完了期限内に完了するものとし、委託者は、その業務委託代金を支払うものとする。

3 業務の方法等業務を完了するために必要な一切の手段（以下「業務の方法等」という。）については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(業務の履行の調整)

第3 委託者は、この契約に基づき履行する受託者の業務が委託者の発注に係る第三者の実施する業務等と履行上密接に関連する場合には、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の実施する業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

(経費内訳明細書等の提出)

第4 受託者は、この契約締結後15日以内に、経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が、受託者に経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表の提出を必要としない場合は、この限りでない。

2 経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表は、委託者及び受託者を拘束する

ものではない。

(権利義務の譲渡等)

第5 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、第24第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委任又は再委託の禁止)

第6 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は再委託してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託者の通知)

第7 委託者は、受託者に対して、再委託者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務の履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその業務の履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9 委託者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

2 委託者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、仕様書等に基づく立会い又は業務の履行状況の検査(確認を含む。)の権限を有する。

4 委託者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

5 委託者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

6 委託者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は委託者に帰属する。

(履行報告)

第 10 受託者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(業務実施材料の品質)

第 11 業務実施材料の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第 12 委託者が受託者に支給する業務実施材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務実施機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 委託者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受託者は、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった品質、規格又は性能に関する不具合があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

5 委託者は、受託者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。

6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。

10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の改善義務)

第 13 受託者は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、委託者がその改善又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 14 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 受託者は、仕様書等について軽微な変更を必要とする場合には、委託者の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

(業務の中止)

第 15 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者が業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による完了期限の延長)

第 16 受託者は、天候の不良又は第 3 の規定に基づく関連業務等製造の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により完了期限までに業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に完了期限の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による完了期限の短縮等)

第 17 委託者は特別の理由により完了期限を短縮する必要があるときは、完了期限の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により業務履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する業務履行期間について、通常必要とされる業務履行期間に満たない業務履行期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(完了期限の変更方法)

第 18 完了期限の変更については、委託者と受託者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が完了期限の変更事由が生じた日（第 16 の場合にあつては、委託者が完了期限変更の請求を受けた日、第 17 の場合にあつては、受託者が完了期限変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務委託代金額の変更方法等）

第 19 業務委託代金額の変更については、委託者と受託者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、業務委託代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 契約書及びこの契約基準の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（作業員の管理）

第 20 受託者は、業務を履行する者（以下「作業員」という。）の身分、衛生、風紀及び規律維持に一切の責任を負うものとし、業務を履行する上で委託者が適当でないと認めた作業員には、業務を行わせないものとする。

（契約履行に伴う損害の賠償）

第 21 作業員が業務の提供において、建物、器物等に損害を与えたときは、受託者は委託者の指定する期間内にその代償を補償し若しくは原形に復し又は損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち委託者の責めに期すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（検査）

第 22 受託者は、業務が完了したときは、その旨を業務完了通知書等により委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果、合格しないときは受託者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

4 受託者は、第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに仕様書等に定めるところにより改善して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、改善

の完了を業務の完了とみなし、前3項の規定を適用する。

(業務委託代金の支払)

第23 受託者は、第22条第2項の検査に合格したときは、業務委託代金請求書により業務委託代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求書受理日の翌月末日までに業務委託代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により第22条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第24 受託者は、業務の完了前に、性質上可分の履行済部分については当該履行済部分に相応する業務委託代金額の全額について、性質上不可分の履行済部分については当該履行済部分に相応する業務委託代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。

3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果、合格しないときは受託者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、業務委託代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求書受理日の翌月末日までに部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、性質上可分の履行済部分については第3項に規定する検査において確認した履行済部分に相応する業務委託代金相当額の全額とし、性質上不可分の履行済部分については、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託代金相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託代金相当額 × 9 / 10

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託代金相当額」とあるのは、「業務委託代金相当額から既に部分払の対象となった業務委託代金相当額を控除した額」とするものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25 受託者の責めに帰すべき事由により完了期限内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託代金額から履行済部分に相応する業務委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第 23 第 2 項の規定による業務委託代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 26 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受託者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定により刑が確定したとき。

2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第 1 号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 前項第 2 号に規定する通知に係る事件において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受託者は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超

過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 受託者はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第27 受託者は、契約保証金を納付した契約において、業務委託代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総業務委託代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、委託者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受託者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、委託者に帰属するものとする。

(委託者の解除権)

第28 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において、受託者に相当の期間を定めて是正を求める催告をし、その期間内にこれを是正しないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。

二 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第30第1号の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

一 業務の全部の履行が不能であるとき。

二 受託者がその業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であ

ると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその業務の履行をせず、受託者が第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第29 委託者は、業務が完了するまでの間は、第28第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた業務の履行済部分に相応する業務委託代金を受託者へ支払わなければならない。

3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第30 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

二 天災その他避けることの出来ない事由により、業務を完了することが不可能

又は著しく困難となったとき。

2 第 29 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第 31 委託者は、この契約が解除された場合においては、業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた業務の履行済部分に相応する業務委託代金を受託者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の履行済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は履行済部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第 3 項前段及び第 4 項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 28 によるときは委託者が定め、第 29 又は第 30 の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段、第 4 項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第 32 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 33 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

誓約書

当社（当法人）は、国立大学法人東京科学大学（以下「東京科学大学」という。）との取引にあたり、以下について誓約いたします。

1. 「国立大学法人東京科学大学調達における基本方針」、「国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程」、「国立大学法人東京科学大学物品等調達要項」及び「国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」を理解し遵守するとともに、一切の不正には関与しません。
2. 東京科学大学の内部監査、その他調査において、取引にかかる帳簿等の閲覧や提出等の要請があった場合は合理的に必要な範囲において協力いたします。
3. 東京科学大学の調査等により、当社（当法人）において、不正が認められた場合は、「国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 東京科学大学の構成員（教職員等）から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 理事長 殿

（住 所）

（法人名）

（代表者）

印

質問書の提出について

説明書等に対する質疑がある場合、この質疑書式を使用し、データ(エクセル形式)を電子メールの添付ファイルで提出をお願いします。

提出先: shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp(施設部湯島計画課湯島総務グループ)

※件名を「【質問書提出: **企業名(略称可)**】(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務について」としてください。

質疑の際、以下の点についてご注意ください。

- ① 入力は、1つの質問に対して、1つのセルに入力してください。
(改行等で複数のセルにまたがって入力を行わないようにお願いします。また、セル内で改行を行う必要がある場合は「Alt+Enter」で改行を行うこととし、スペースなどでの改行はしないでください。)
- ② 質問は、「5頁目の10行目について」のような書き方ではなく、「“ I . ○○○○ ”の“(3)△△△”の××について」のような記入をお願いします。
- ③ データ提出にあたっては、提出前には必ずデータのウィルスチェックを行うようにお願いします。

東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務に係る参加表明書に対する質問書

会社名: _____

番号	ページ番号など	質疑事項	回答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

東京科学大学(湯島)B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務に係る説明書及び技術提案書
に対する質問書

会社名: _____

番号	ページ番号など	質疑事項	回答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

留 意 事 項

業務名：東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

*電子入札の場合の委任状について

1. 電子入札システム利用時から支店等に委任する場合

参加表明書の提出時まで、別紙様式1により委任状を作成のうえ下記まで持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。申請時必着とします。）

2. 契約時から支店等に委任する場合

契約締結時まで、別紙様式2により委任状を作成のうえ下記まで持参又は郵送により提出してください。

*紙見積を希望する場合

1. 紙見積方式参加承諾願について

参加表明書の提出時まで、配布した様式により作成のうえ下記まで持参してください。（郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。参加表明書の提出期限必着とします。）

2. 委任状について

- ・委任状は配布した様式を使用してください。ただし、参加表明書の提出時から支店等に委任する場合は、下記まで照会ください。
- ・復代理人による見積を希望される場合は、前項に加え、別途様式による委任状の提出が必要ですので、下記まで照会ください。

3. 見積書について

- ・見積書は配布した様式を使用してください。なお、復代理人が見積られる場合は、様式が異なりますので、下記まで照会ください。
- ・見積書は、封筒に入れ密封し、かつその封皮に業務件名及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し当該封筒を見積書の提出期限までに下記の担当部局に提出してください。
- ・見積書は、開札当日何枚か必要になるかも知れませんので、金額空欄のコピーを用意してください。
- ・委任状で見積られる方は委任状に押印した受任者の印鑑を必ず持参願います。

4. 見積書提出の際必要なもの

- ・「特定通知書」
- ・名刺
- ・「委任状」（代理人の場合）
- ・「見積書」（封筒に入れ密封。）

※その他不明な事項がありましたら下記の担当部局へ照会下さい。

(担当部局)

〒113-8510

東京都文京区湯島1丁目5番45号

国立大学法人東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ

TEL 03-5803-5053 (ダイヤルイン)

FAX 03-5803-0355

様式1（電子入札システム利用時から支店等に委任する場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人 東京科学大学 御中

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 (印)

業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

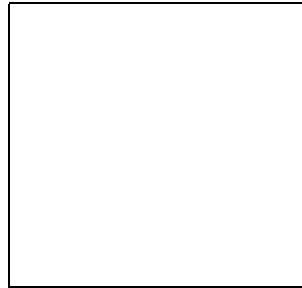
私は、下記の者を上記業務の代理人と定め、貴法人との間における下記の一切の権限を委任致します。

記

受任者（代理人） 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 株式会社 〇〇支店
支店長 〇 〇 〇 〇

- 委 任 事 項
1. 競争参加資格確認申請等に関する件
 2. 入札及び見積に関する一切の件
 3. 業務の請負契約締結に関する件
 4. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 5. 業務の契約の履行及び取り下げに関する件
 6. 業務の代金の請求及び受領に関する件
 7. 復代理人の選任に関する件
 8. (その他、適宜委任事項を加除して下さい)

受任者（代理人）使用印鑑



様式2（契約時から支店等に委任する場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人 東京科学大学 御中

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇（印）

業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務

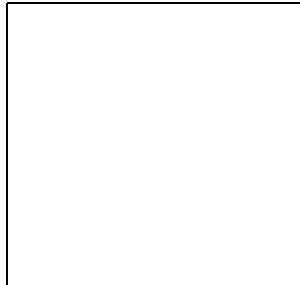
私は、下記の者を上記業務の代理人と定め、貴法人との間における下記の一切の権限を委任致します。

記

受任者（代理人） 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 株式会社 〇〇支店
支店長 〇 〇 〇 〇

- 委 任 事 項
1. 業務の請負契約締結に関する件
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 3. 業務の契約の履行及び取り下げに関する件
 4. 業務の代金の請求及び受領に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件
 6. **（その他、適宜委任事項を加除して下さい）**

受任者（代理人）使用印鑑



紙見積方式参加承諾願

1. 業務名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記業務は電子入札対象案件ではありますが、上記理由により今回当社は電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り、紙見積方式での参加を希望したく、承諾願います。

国立大学法人 東京科学大学 御中

令和 年 月 日

住 所
法人等名
代表者職氏名

印

令和 年 月 日

委任状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）
住 所
法人等名
代表者職氏名 (印)

私は、_____を代理人と定め、下記は一切の権限を委任
します。

記

令和8年6月29日国立大学法人東京科学大学において行われる
「東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討業務」の見
積に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



見 積 書

工事名 東京科学大学（湯島）B棟特別高圧受変電設備変圧器等更新基本検討
業務

見積金額 金 円也

業務委託契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、見積に関する条件を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者 本 社 住 所
本 社 名
代表者職氏名

代 理 人
氏 名 (印)